

新潟県医療審議会
医師の働き方改革部会について
(令和7年6月開催分)

令和8年3月27日
新潟県福祉保健部

指定要件

特定地域医療提供機関（B水準）

地域に必要な医療提供体制の確保のため、医療機関が必須とされる機能を果たすために、当該医療機関内の業務によりA水準（医療機関で診療に従事する勤務医の時間外労働の上限水準）を超えざるを得ない場合。

| | 指定要件 | 根拠法令等 |
|---|--|----------------|
| 1 | ①救急医療を提供する医療機関 ・三次救急医療機関 ・二次救急医療機関であって「年間救急車受入件数1,000件以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」かつ「医療計画において5疾病6事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」 | 医療法第113条第1項第1号 |
| | ②在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 | 医療法第113条第1項第2号 |
| | ③地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた医療機関 ・公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関 ・特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 | 医療法第113条第1項第3号 |
| 2 | 36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在する。 | — |
| 3 | ・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである。 ・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている。 | 医療法第113条第3項第1号 |
| 4 | 必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている。 | 医療法第113条第3項第2号 |
| 5 | 労働法制にかかる違反、その他の措置がない。 | 医療法第113条第3項第3号 |

B水準を適用することが医療計画や地域医療構想との整合性がとれており、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。

特定労務管理対象機関の指定について

〈B水準〉 申請者: 社会福祉法人恩賜財団済生会 新潟県央基幹病院 所在地: 三条市上須頃5001番地1 管理者: 遠藤 直人

| 項目 | 指定要件 | 確認資料 | 申請者の状況 | 結果 |
|-----------------|--|----------------------------|---|----|
| 1 救急医療 | ○二次救急医療機関であって、以下の要件を満たしていること ・年間救急車受入件数1,000件以上又は年間時間外等入院件数500件以上 ・医療計画において5疾病6事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関 | 医療計画、申請書 | ○医療計画で第二次救急医療の機能を持つ医療機関と示されている。 ・年間救急受入件数 6,394件(R6.3月～R7.2月実績) 年間時間外等入院件数 2,077件(R6.3月～R7.2月実績) ・医療計画において、5疾病6事業の確保のために医療連携体制を担う医療機関として位置づけられている。 | 適 |
| 2 時間外・休日労働時間 | 年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在すること | 評価センターの評価を受けた時短計画の案(評価受審済) | ○評価受審時における令和6年度実績見込み ・救急科(4～8月)月平均114.73時間、最長177時間 →年960時間を超える見込み ⇒令和6年度実績(4～3月)年1,313時間 (参考) R6.3～5月 481時間、R7.3～5月 112時間 | 適 |
| 3 労働時間短縮計画の案 | (1) 当該病院に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されていること (2) 時短計画に次の事項が記載されていること ①勤務する医師の労働時間の状況 ②長時間労働となる医師の労働時間短縮に係る目標 ③医師の労務管理及び健康管理に関する事項 ④長時間労働となる医師の労働時間短縮に関する事項 | 評価センターの評価を受けた時短計画の案(評価受審済) | (1) 院内の多職種で構成される安全衛生委員会で検討し、計画を策定している。 (2) 時短計画に①～④の各事項が記載されている ①勤務する医師の労働時間の状況は、上記項目2のとおり ②計画期間終了年度目標が最長950時間に設定されている。 ③ICカードによる勤怠管理システムにより労働時間を管理。健康診断を年1回(夜勤がある場合は年2回)実施。 ④タスク・シフト/シェアの推進、外来業務の見直し(救急外来の適正受診、逆紹介の促進等)など | 適 |
| 4 面接指導及び休息時間の確保 | 必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること | 評価センターの評価を受けた時短計画の案(評価受審済) | ○産業医による面接指導を実施 ○勤務間インターバル及び代償休息を確保できる勤務計画を作成 | 適 |
| 5 労働法制に係る違反 | 労働法制に係る違反、その他の措置がないこと | 誓約書 | 違反等がないと認められる | 適 |